

公益財団法人日本体育協会 平成24年度理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 次期役員候補者の公募の実施について

役員選定に関する基本的な考え方を「役員（学識経験理事及び監事）候補者の選定要領」（資料1）に定め、その資質を満たす候補者を幅広く求めていくため、次期役員候補者の公募を「公益財団法人日本体育協会の役員の公募について（募集要領）」（資料2）により実施する。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 代表理事 会長 張 富士夫

3. 理事会の決議があったものとみなされた日 平成24年10月3日（水）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 川口 三三夫

理事総数 28名

監事総数 2名

平成24年9月21日（金）、代表理事である会長 張 富士夫が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、平成24年10月3日（水）までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条（本会定款第37条）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案第1号）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

## 役員（学識経験理事及び監事）候補者の選定要領

この要領は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の定める「評議員及び役員選任規則」（以下「選任規則」という。）に基づき、本会の役員（学識経験理事及び監事）候補者の選定に関する事項について定める。

### 1. 役員選定に関する基本的な考え方

- （1）スポーツ界に造詣が深く、スポーツに精通し、加盟団体等と連携・協力できる者であること。
- （2）本会の目的を理解し、その達成に向けて、諸会議・事業の企画・立案、財政確保に適切に対応できる者であること。
- （3）政・官・財界への関連を有している者であること。
- （4）高い倫理観を持ち、人格高潔で心身共に健康な者であること。
- （5）本会の重要懸案となっている諸課題に柔軟に対応できる者であること。  
（岸記念体育会館の建て替え、財源の確保等）

### 2. 選定方法

- （1）候補者の選定は、本会理事、本会評議員及び外部有識者により構成した次期役員候補者選定委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- （2）候補者については、上記「1. 役員選定に関する基本的な考え方」に基づき、委員から推薦された者及び理事会の定める募集方法により公募した者の中から委員会にて選定する。

### 3. 附則

平成24年9月21日制定（次期役員候補者選定委員会承認）

## 公益財団法人日本体育協会の役員の公募について（募集要領）（案）

- 1 公募を実施する団体  
公益財団法人日本体育協会
- 2 公募する役員の役職及び募集人員  
理事（常勤）1名
- 3 任期（予定）  
平成25年度定時評議員会終結時～平成27年度定時評議員会終結時まで
- 4 職務内容  
理事としての職務内容、処遇等の詳細については、別紙「職務内容書」を参照。
- 5 選考の視点  
職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員として職務を遂行するに十分な適格性を有しているかどうかを総合的に判断する。
- 6 選考方法  
選考は外部有識者等による次期役員候補者選定委員会が行う。
  - (1) 第一次選考（書類審査）  
第一次選考は11月中旬を目途に行い、可否の結果は全ての応募者に通知する。
  - (2) 第二次選考（面接審査）  
第二次選考は11月下旬を目途に行い、詳細は一次選考合格者に対して連絡する。  
可否の結果は二次選考を受けた者に通知する。
  - (3) 役員への選任手続き  
二次選考合格者は、平成25年1月開催の理事会にて候補者として承認された後、同3月開催の臨時評議員会にて選定、同6月開催の定時評議員会にて理事に選任され就任する。
- 7 応募方法
  - (1) 公募期間  
平成24年10月5日（金）～11月2日（金）
  - (2) 応募資格経験等  
別紙「職務内容書」を参照。
  - (3) 第一次選考応募書類  
次の書類を平成24年11月2日（金）までに提出すること。  
提出期限を越えたものや応募書類が整っていない場合は受理しない。
    - ① 履歴書
      - ・ JIS 規格履歴書を用い、最近3カ月以内に撮影した顔写真を貼付すること。
      - ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
      - ・ できるだけ詳細に職務経歴を記載すること。

② 応募動機・自己アピール文書

- ・応募した動機、公募している職務に自らが適任である理由及び今後の日本体育協会事業運営（事業内容及び実施体制）に関する提案を記載すること。
- ・A4 用紙2 ページ、2,000文字以内にとりまとめること。

③ 職歴証明書

④ 健康診断書（過去1年以内に受診した健康診断結果の写し）

8 応募書類送付先

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館2階  
公益財団法人日本体育協会 総務部総務課

応募書類は必ず一般書留により公募期間内に到着するように送付し、封筒には「役員応募書類在中」と朱書すること。

9 応募に関する問い合わせ先

公益財団法人日本体育協会 総務部総務課（TEL：03-3481-2200）

10 その他

- ・応募書類の返送はしない。
- ・応募にかかる費用は、全額応募者負担とする。

## 職務内容書(案)

### 1 法人名 公益財団法人日本体育協会

#### 2 法人の概要

(1) 設立 明治44年7月10日

(2) 基本財産 10億100万円

#### (3) 事業内容

- ① 国民体育大会の開催
- ② 日本スポーツマスターズの開催
- ③ 生涯スポーツの普及・振興
- ④ スポーツ指導者の育成
- ⑤ スポーツ少年団の育成
- ⑥ スポーツ医・科学の研究
- ⑦ スポーツによる国際交流
- ⑧ 広報事業、スポーツ情報システムの構築
- ⑨ その他

#### (4) 加盟団体等

日本陸上競技連盟はじめ61競技団体（準加盟4団体含む）

北海道体育協会はじめ47都道府県体育（スポーツ）協会

日本障害者スポーツ協会はじめ4関係スポーツ団体 以上 合計112団体

(5) 職員数 事務局長以下78名（男50名、女28名）（平成24年4月1日現在）

3 任期 平成25年度定時評議員会終結時（平成25年6月予定）から  
平成27年度定時評議員会終結時（平成27年6月予定）まで

#### 4 職務内容

- (1) 重要な経営方針の立案に参画するとともに、全体の業務に関する総合調整。
- (2) 主務官庁である内閣府、スポーツ所管官庁である文部科学省等その他関係機関・団体との折衝。
- (3) 事業計画、予算及び業務実施体制の検討。
- (4) 以下の業務に関しての総括。
  - ① 総務・経理業務  
理事会・評議員会、組織、人事・労務管理、予算・決算、予算配付・資金計画、資産管理等に関する業務
  - ② 企画調整業務  
新規事業の企画・立案、事業計画の策定、行政機関等との連絡調整等に関する業務

#### 5 必要な資格、経験等

- (1) スポーツ振興方策及び「スポーツ宣言日本」等に基づき、事業及び組織の編成を含む運営に積極的に取り組む意欲を有すること。
- (2) スポーツ界に造詣が深く、スポーツに精通し、なおかつ経営、労務管理に関する十

分な知識を有すること。

- (3) 強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること、又はこれと同等の職業経歴を有すること。
- (4) 政・官・財界への関連を有すること。
- (5) 公益財団法人として、中立性・公平性が不可欠であり、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど、高度な倫理観を有し、心身共に健康であること。
- (6) 日本体育協会の目的を理解し、その達成に十分な資質を有し、諸事業及び重要懸案となっている諸課題に対応できること。
- (7) 就任時において満70歳未満であること。

## 6 欠格事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員資格等）に規定する者は応募できない。（後記の【参考】を参照）

## 7 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 東京都渋谷区神南1-1-1
- (3) 役員であるので、勤務時間、休暇の定めはない。
- (4) 報酬は「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。  
報酬額：月額120万円（年額1,440万円） <税込額>
- (5) 通勤手当は別途支給する。
- (6) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断の対象となる。
- (7) 役員専用車、専用秘書、交際費はない。
- (8) その他規程等に定めるところによる。

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）  
（役員資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）